

大阪労働局発表  
令和4年12月19日（月）

【照会先】  
大阪労働局職業安定部職業対策課  
（代表電話）06（4790）6310

## 令和4年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果

- I 65歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の状況
- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| ① 高年齢者雇用確保措置実施企業 | 99.9% (0.2ポイント増加) |
| ② 65歳定年企業        | 18.9% (1.3ポイント増加) |
- II 66歳以上働ける制度のある企業の状況
- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| ① 高年齢者就業確保措置実施状況  | 23.2% (1.6ポイント増加) |
| ② 66歳以上働ける制度のある企業 | 34.9% (1.7ポイント増加) |
| ③ 70歳以上働ける制度のある企業 | 33.4% (1.8ポイント増加) |
| ④ 定年制廃止企業         | 3.9% (0.2ポイント減少)  |

※（ ）内は、令和3年6月1日現在との比較

大阪労働局（局長 木原 亜紀生）では、このたび、令和4年「高年齢者雇用状況等報告」（6月1日現在）の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる「生涯現役社会の実現」を目指して、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」（高年齢者雇用確保措置）のいずれかの措置を、65歳まで講じるよう義務付けています。

さらに、令和3年4月1日からは、70歳までを対象として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」（高年齢者就業確保措置）という雇用以外の措置のいずれかの措置を講じるように努めることを義務付けています。

今回の集計結果は、従業員21人以上の企業18,712社からの報告に基づき、このような高年齢者の雇用等に関する措置について、令和4年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです。

今後とも、生涯現役社会の実現に向けたさらなる取組を行うとともに、これらの措置を実施していない企業に対して、大阪労働局、ハローワークによる必要な指導及び助言を実施していきます。

(集計結果の主なポイントは次ページ以降を参照)

## 【集計結果の主なポイント】

### I 65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業の状況

#### ① 高年齢者雇用確保措置の実施状況 (10ページ表1、11ページ表3-1)

65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は18,688社 (99.9%) [0.2ポイント増加]

- ・企業規模別には中小企業では99.9% [0.3ポイント増加]、大企業では99.9% [0.1ポイント減少]
- ・高年齢者雇用確保措置を「継続雇用制度の導入」により実施している企業は、全企業において74.4% [1.3ポイント減少]

#### ② 65歳定年企業の状況 (12ページ表4)

65歳定年企業は3,536社 (18.9%) [1.3ポイント増加]

- ・中小企業では19.2% [1.1ポイント増加]
- ・大企業では15.3% [2.1ポイント増加]

### II 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

#### ① 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況 (13ページ表5-1)

70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は4,342社 (23.2%) [1.6ポイント増加]

- ・中小企業では23.6% [1.7ポイント増加]
- ・大企業では18.7% [0.5ポイント増加]

#### ② 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況 (14ページ表6)

66歳以上まで働ける制度のある企業は6,533社 (34.9%) [1.7ポイント増加]

- ・中小企業では34.8% [1.7ポイント増加]
- ・大企業では35.9% [1.6ポイント増加]

#### ③ 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況 (14ページ表7)

70歳以上まで働ける制度のある企業は6,258社 (33.4%) [1.8ポイント増加]

- ・中小企業では33.4% [1.8ポイント増加]
- ・大企業では33.6% [1.4ポイント増加]

#### ④ 定年制廃止企業の状況 (12ページ表4)

定年制の廃止企業は739社 (3.9%) [0.2ポイント減少]

- ・中小企業では4.2% [0.2ポイント減少]
- ・大企業では0.8% [0.1ポイント減少]

※ この集計では、従業員21人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

詳細は、次ページ以降をご参照ください。

#### <集計対象>

- 大阪府の常時雇用する労働者が21人以上の企業18,712社

(報告書用紙送付事業所数21,477事業所)

中小企業 (21～300人規模) : 17,131社

大企業 (301人以上規模) : 1,581社

## 1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

### (1) 高年齢者雇用確保措置の状況（10ページ表1）

高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」<sup>注1</sup>という。）を実施済みの企業は、報告した企業全体で18,688社（99.9%）[0.2ポイント増加]で、中小企業では99.9% [0.3ポイント増加]、大企業では99.9% [0.1ポイント減少]であった。

#### 注1 雇用確保措置

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければならない。

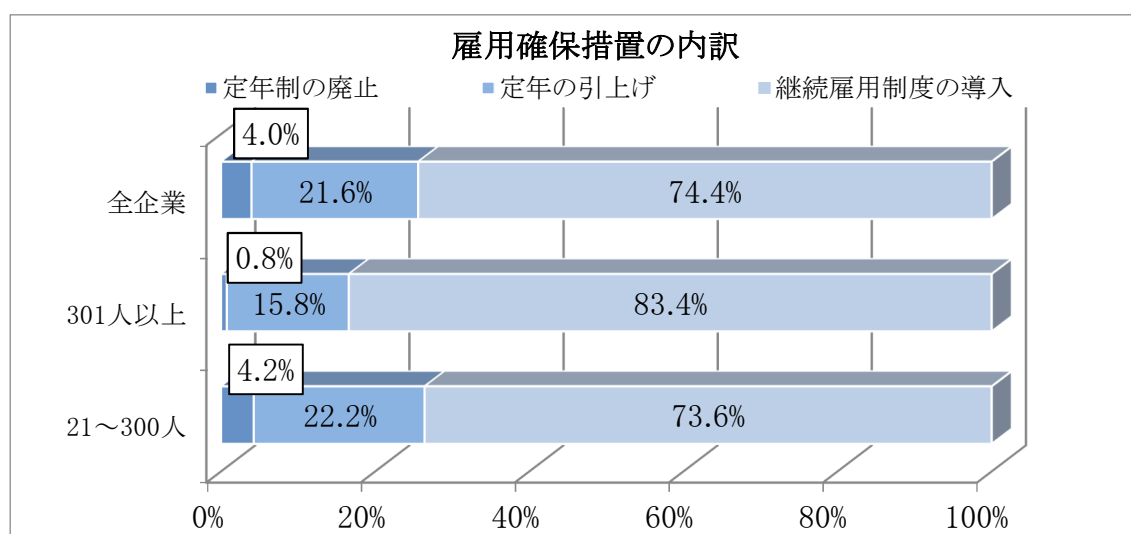
①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）の導入<sup>※</sup>

※ 継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。なお、平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。なお、平成24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合、令和7年3月31日までは基準を適用可能。ただし、基準を適用できる年齢について、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上となるよう、段階的に引き上げる必要がある（経過措置）。

### (2) 雇用確保措置を実施済みの企業の内訳（11ページ表3-1）

雇用確保措置を実施済みと報告した全企業について、雇用確保措置の措置内容別に見ると、定年制度の見直し（下記①、②）よりも、継続雇用制度の導入（下記③）を行うことで雇用確保措置を講じている企業が多かった。

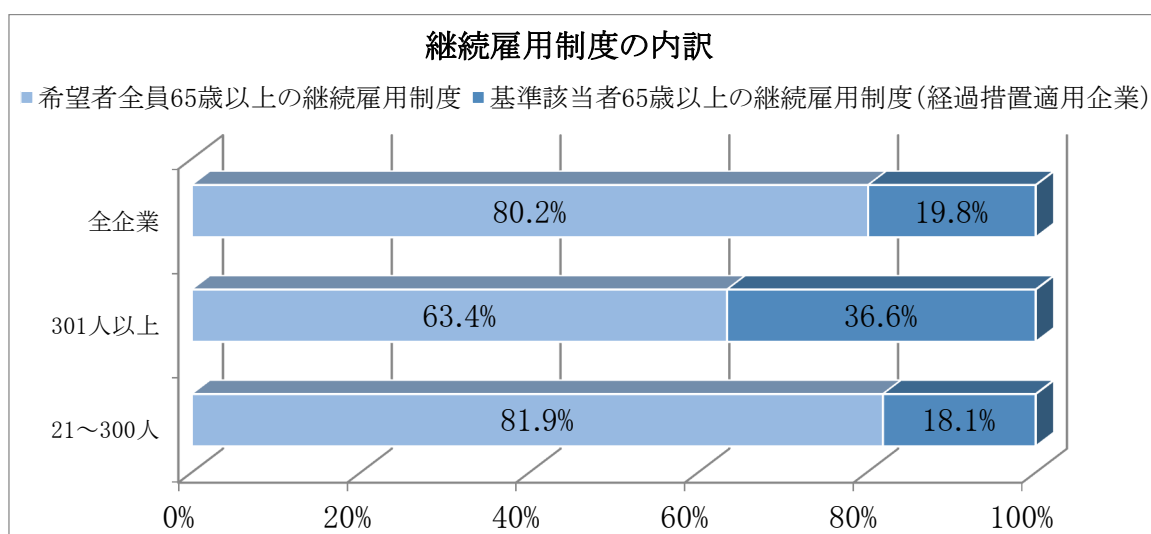
- ① 定年制の廃止は739社（4.0%）[0.1ポイント減少]
- ② 定年の引上げは4,042社（21.6%）[1.5ポイント増加]
- ③ 継続雇用制度の導入は13,907社（74.4%）[1.3ポイント減少]



### (3) 65歳以上の継続雇用制度のある企業の状況（11ページ表3-2）

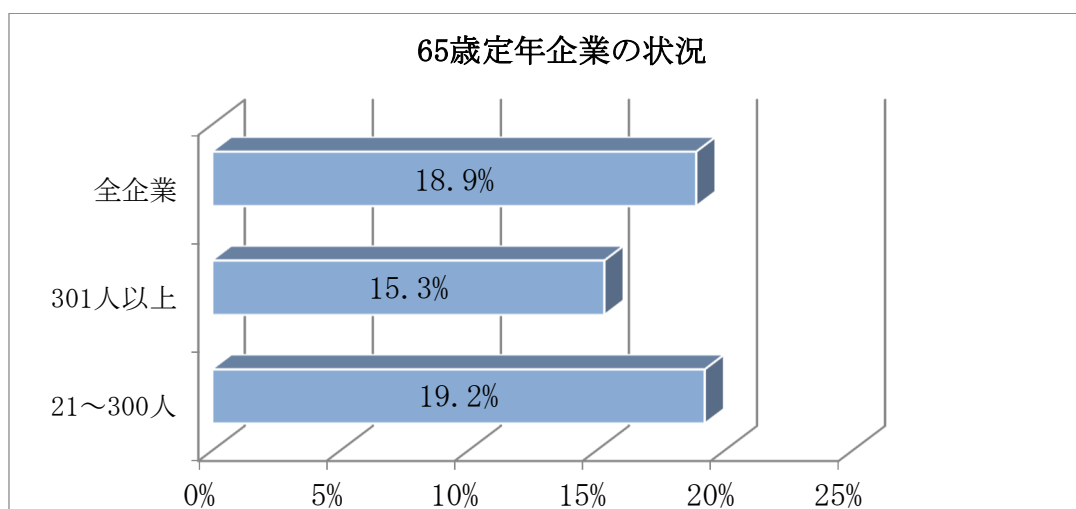
65歳以上の「継続雇用制度の導入」を行うことで雇用確保措置を講じている企業（13,907社）を対象に、継続雇用制度の内容を見ると、希望者全員を対象とする制度を導入している企業は80.2% [2.4ポイント増加] であった。

一方、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律一部改正の経過措置に基づく対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業（経過措置適用企業）の割合は、報告した全企業では19.8% [2.4ポイント減少] であったが、大企業に限ると36.6% [4.0ポイント減少] であった。



## 2 65歳定年企業の状況（12ページ表4）

報告した全企業のうち、定年を65歳とする企業は3,536社（18.9%） [1.3ポイント増加] で、中小企業では19.2% [1.1ポイント増加]、大企業では15.3% [2.1ポイント増加] であった。



### 3 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況（13 ページ表5 - 1）

#### (1) 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

報告した全企業において、70歳までの高年齢者就業確保措置（以下「就業確保措置」<sup>注2</sup>という。）を実施済みの企業は4,342社（23.2%）[1.6ポイント増加]で、中小企業では23.6% [1.7ポイント増加]、大企業では18.7% [0.5ポイント増加]であった。

#### 注2 就業確保措置

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第10条の2に基づき、定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主または65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主は、その雇用する高年齢者について、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、65歳から70歳までの就業を確保するよう努めなければならない。

- ①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入、④継続的に業務委託契約を締結する制度の導入、⑤継続的に社会貢献事業に従事できる制度の導入（事業主が自ら実施する社会貢献事業または事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業）

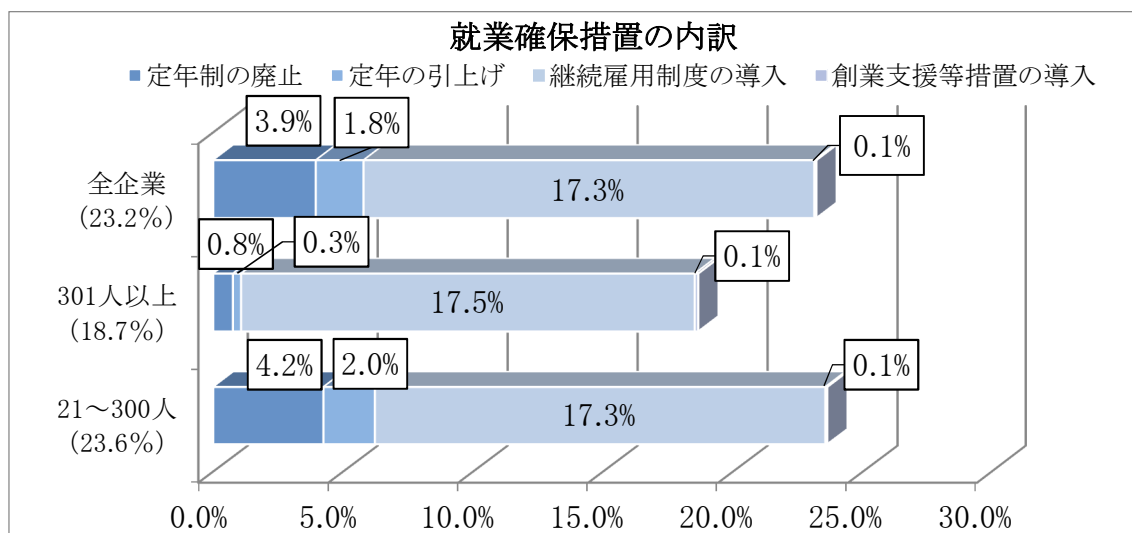
#### (2) 70歳までの就業確保措置を実施済みの企業の内訳

報告した全企業について、就業確保措置の措置内容別に見ると、継続雇用制度の導入（下記③）を行うことで就業確保措置を講じている企業が最も多かった。

- ① 定年制の廃止は739社（3.9%）[0.2ポイント減少]
- ② 定年の引上げは344社（1.8%）[0.2ポイント増加]
- ③ 継続雇用制度の導入は3,245社（17.3%）[1.5ポイント増加]
- ④ 創業支援等措置<sup>注3</sup>の導入は14社（0.1%）[変動なし]

#### 注3 創業支援等措置

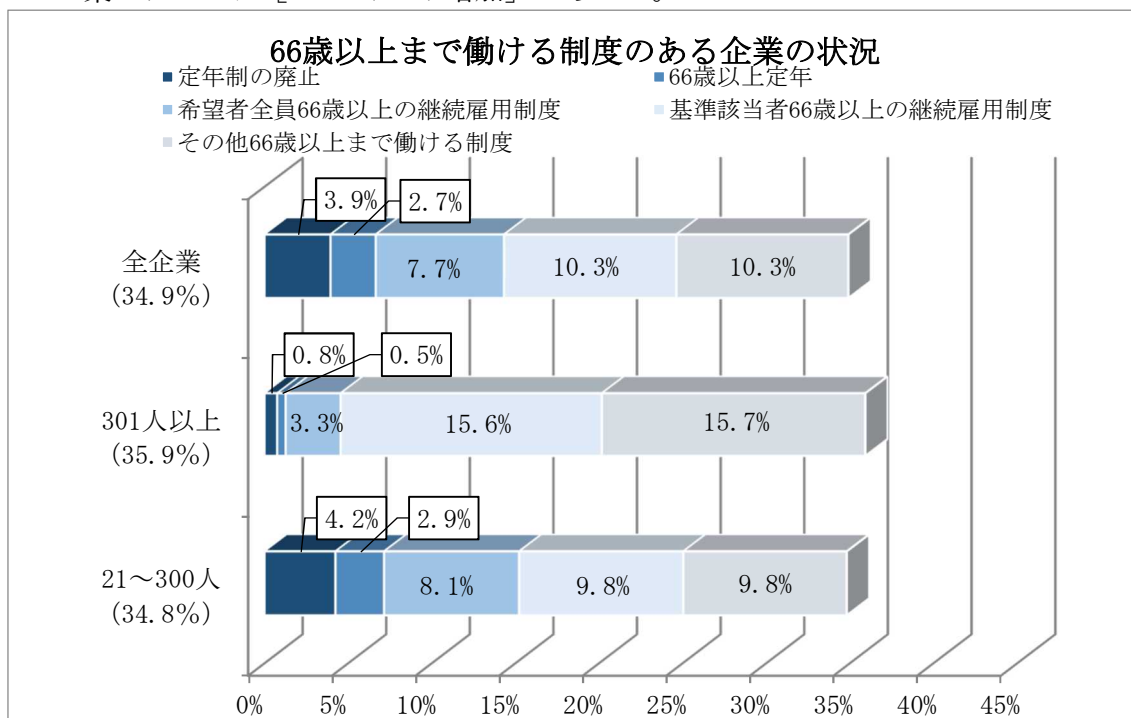
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第10条の2に基づく、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度及び70歳まで継続的に社会貢献事業（事業主が自ら実施する事業または事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う事業）に従事できる制度の導入。



## 4 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

### (1) 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況（14ページ表6）

報告した全企業において、66歳以上まで働ける制度のある企業は6,533社（34.9%）[1.7ポイント増加]で、中小企業では34.8% [1.7ポイント増加]、大企業では35.9% [1.6ポイント増加]であった。



※ 66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「66歳以上定年」のみに計上している。

※ 「その他66歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

### (2) 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況（14ページ表7）

報告した全企業において、70歳以上まで働ける制度のある企業は6,258社（33.4%）[1.8ポイント増加]で、中小企業では33.4% [1.8ポイント増加]、大企業では33.6% [1.4ポイント増加]であった。

### (3) 定年制の廃止および66歳以上定年企業の状況（12ページ表4）

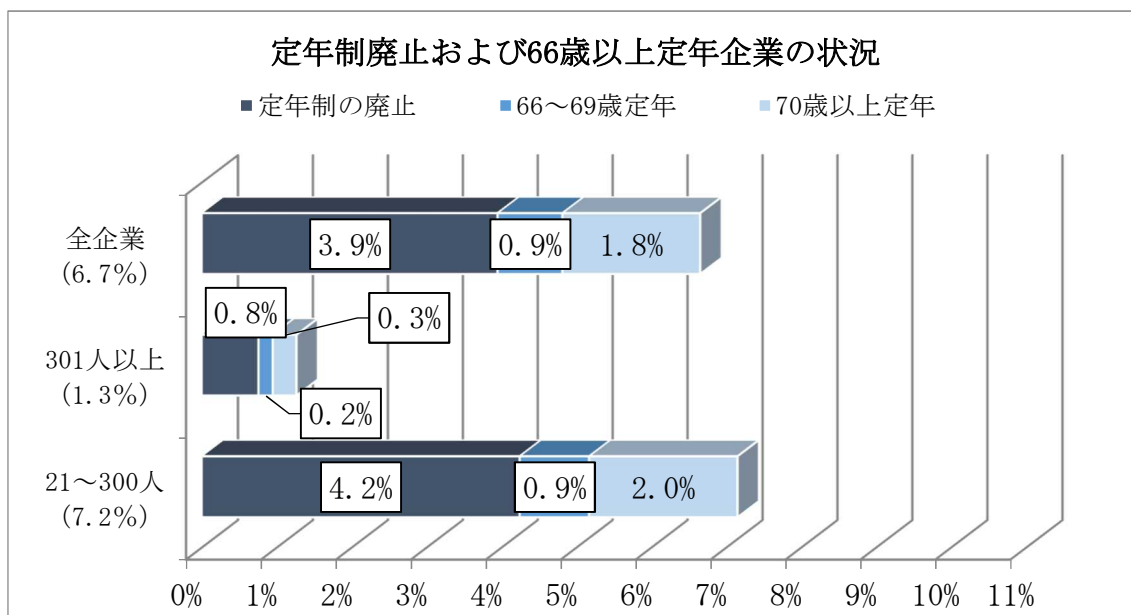
報告した全企業において、定年制を廃止している企業は739社（3.9%）[0.2ポイント減少]、定年を66～69歳とする企業は162社（0.9%）[変動なし]、定年を70歳以上とする企業は344社（1.8%）[0.2ポイント増加]で、これを企業規模別に見ると、次のとおりであった。

#### ① 中小企業

- ・ 定年制を廃止している企業は4.2% [0.2ポイント減少]
- ・ 定年を66～69歳とする企業は0.9% [変動なし]
- ・ 定年を70歳以上とする企業は2.0% [0.4ポイント増加]

## ② 大企業

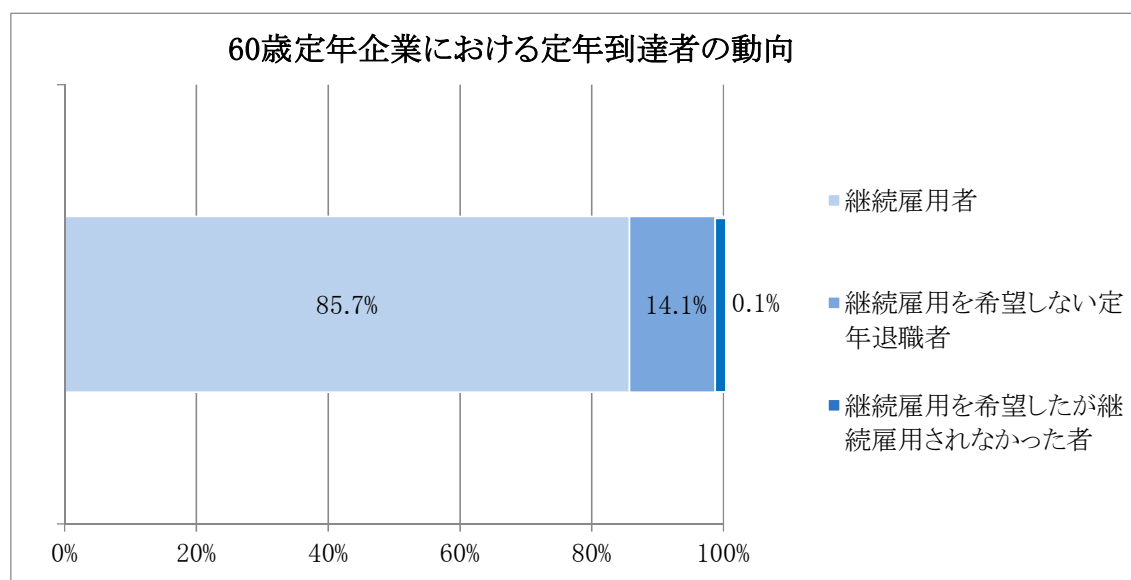
- ・ 定年制を廃止している企業は0.8% [0.1ポイント減少]
- ・ 定年を66～69歳とする企業は0.2% [変動なし]
- ・ 定年を70歳以上とする企業は0.3% [0.2ポイント減少]



## 5 60歳定年到達者の動向

### (1) 60歳定年企業における定年到達者の動向 (15ページ表8-1)

60歳定年企業において、過去1年間(令和3年6月1日から令和4年5月31日)に定年に到達した者は、34,017人であった。このうち、継続雇用された者は85.7% [0.1ポイント減少](うち子会社等・関連会社等での継続雇用者は2.4% [3.9ポイント減少])、継続雇用を希望しない定年退職者は14.1% [0.1ポイント増加]、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は0.1% [0.1ポイント減少]であった。





(2) 継続雇用の対象者を限定する基準に係る経過措置の適用状況（15 ページ表 8 - 2）

経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、過去1年間（令和3年6月1日から令和4年5月31日）に、基準を適用できる年齢（令和4年4月1日から令和7年3月31日までは64歳）に到達した者は、4,932人であった。このうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は90.9% [3.4ポイント増加]、継続雇用の更新を希望しなかった者は8.1% [2.3ポイント減少]、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は1.1% [1.0ポイント減少] であった。

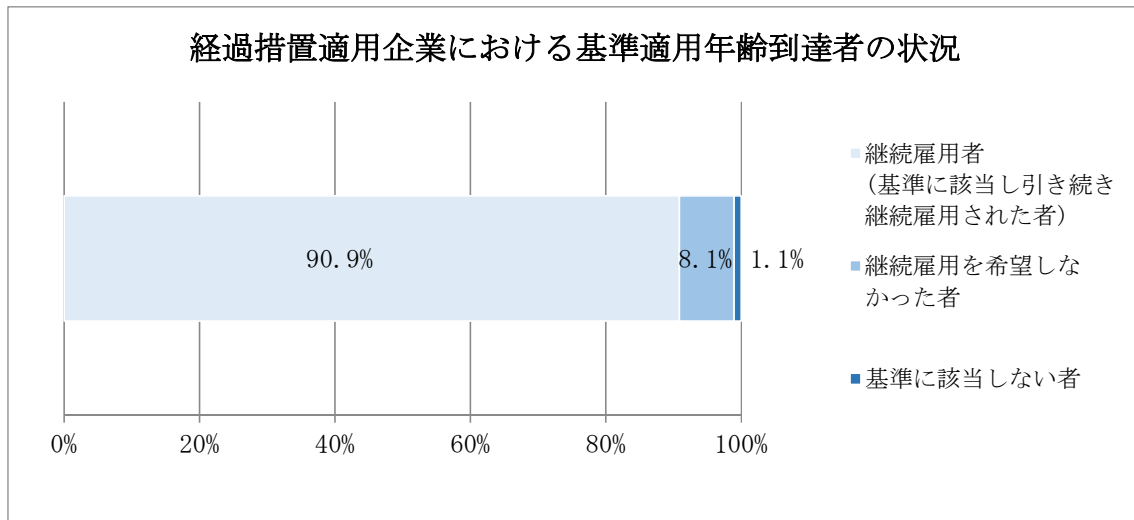


表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み		②未実施		合計(①+②)	
21人以上 総計	18,688	(18,493)	24	(64)	18,712	(18,557)
	99.9%	(99.7%)	0.1%	(0.3%)		
31人以上 総計	14,226	(14,203)	8	(21)	14,234	(14,224)
	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)		
21~300人	17,108	(16,920)	23	(64)	17,131	(16,984)
	99.9%	(99.6%)	0.1%	(0.4%)		
21~30人	4,462	(4,290)	16	(43)	4,478	(4,333)
	99.6%	(99.0%)	0.4%	(1.0%)		
31~300人	12,646	(12,630)	7	(21)	12,653	(12,651)
	99.9%	(99.8%)	0.1%	(0.2%)		
301人以上	1,580	(1,573)	1	(0)	1,581	(1,573)
	99.9%	(100.0%)	0.1%	(0.0%)		

※( )内は、令和3年6月1日現在の数値。

表2 雇用確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

	合 計	①実施済企業割合		②未実施企業割合					
		99.9%	(99.7%)	0.1%	(0.3%)				
規模別	21~30人	99.6%	(99.0%)	0.4%	(1.0%)				
	31~50人	99.9%	(99.6%)	0.1%	(0.4%)				
	51~100人	100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)				
	101~300人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	301~500人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	501~1,000人	99.8%	(100.0%)	0.2%	(0.0%)				
	1,001人以上	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	合 計	99.9%	(99.7%)	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.3%)	0.1%	(0.1%)
産業別	農、林、漁業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	建設業	99.9%	(99.6%)	99.9%	(99.7%)	0.1%	(0.4%)	0.1%	(0.3%)
	製造業	99.8%	(99.5%)	99.9%	(99.9%)	0.2%	(0.5%)	0.1%	(0.1%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	情報通信業	99.8%	(99.9%)	99.8%	(100.0%)	0.2%	(0.1%)	0.2%	(0.0%)
	運輸、郵便業	99.9%	(99.8%)	99.9%	(100.0%)	0.1%	(0.2%)	0.1%	(0.0%)
	卸売業、小売業	99.9%	(99.5%)	99.9%	(99.8%)	0.1%	(0.5%)	0.1%	(0.2%)
	金融業、保険業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	不動産業、物品賃貸業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	学術研究、専門・技術サービス業	99.6%	(99.9%)	100.0%	(100.0%)	0.4%	(0.1%)	0.0%	(0.0%)
	宿泊業、飲食サービス業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	生活関連サービス業、娯楽業	100.0%	(99.8%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.2%)	0.0%	(0.0%)
	教育、学習支援業	100.0%	(99.8%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.2%)	0.0%	(0.0%)
	医療、福祉	99.8%	(99.7%)	99.9%	(99.7%)	0.2%	(0.3%)	0.1%	(0.3%)
	複合サービス事業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	サービス業(他に分類されないもの)	99.9%	(99.8%)	100.0%	(99.9%)	0.1%	(0.2%)	0.0%	(0.1%)
	その他	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)

※( )内は、令和3年6月1日現在の数値。

表3-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
21人以上総計	739 (764) 4.0% (4.1%)	4,042 (3,721) 21.6% (20.1%)	13,907 (14,008) 74.4% (75.7%)	18,688 (18,493)
31人以上総計	428 (459) 3.0% (3.2%)	2,982 (2,792) 21.0% (19.7%)	10,816 (10,952) 76.0% (77.1%)	14,226 (14,203)
21~300人	727 (750) 4.2% (4.4%)	3,792 (3,503) 22.2% (20.7%)	12,589 (12,667) 73.6% (74.9%)	17,108 (16,920)
21~30人	311 (305) 7.0% (7.1%)	1,060 (929) 23.8% (21.7%)	3,091 (3,056) 69.3% (71.2%)	4,462 (4,290)
31~300人	416 (445) 3.3% (3.5%)	2,732 (2,574) 21.6% (20.4%)	9,498 (9,611) 75.1% (76.1%)	12,646 (12,630)
301人以上	12 (14) 0.8% (0.9%)	250 (218) 15.8% (13.9%)	1,318 (1,341) 83.4% (85.3%)	1,580 (1,573)

※( )内は、令和3年6月1日現在の数値。

※「合計」は、表1の「①実施済み」に対応している。

※「②定年の引上げ」は、65歳以上の定年の年齢を設けている企業を、「③継続雇用制度の導入」は、定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

表3-2 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	① 希望者全員65歳以上の 継続雇用制度	② 基準該当者65歳以上の 継続雇用制度	合計(①+②)
21人以上総計	11,147 (10,897) 80.2% (77.8%)	2,760 (3,111) 19.8% (22.2%)	13,907 (14,008)
31人以上総計	8,315 (8,140) 76.9% (74.3%)	2,501 (2,812) 23.1% (25.7%)	10,816 (10,952)
21~300人	10,311 (10,100) 81.9% (79.7%)	2,278 (2,567) 18.1% (20.3%)	12,589 (12,667)
21~30人	2,832 (2,757) 91.6% (90.2%)	259 (299) 8.4% (9.8%)	3,091 (3,056)
31~300人	7,479 (7,343) 78.7% (76.4%)	2,019 (2,268) 21.3% (23.6%)	9,498 (9,611)
301人以上	836 (797) 63.4% (59.4%)	482 (544) 36.6% (40.6%)	1,318 (1,341)

※( )内は、令和3年6月1日現在の数値。

※「合計」は、表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表3-3 継続雇用先の内訳

(社、%)

	① 自社のみ	自社以外の継続雇用先がある企業								合計 (①~⑧)
		② 自社、子会社等	③ 自社、関連 会社等	④ 自社、子会社 等、関連会社等	⑤ 子会社等	⑥ 子会社等、 関連会社等	⑦ 関連会社等	⑧ その他の会社を 含む	小計 (②~⑧)	
21人以上 総計	13,108 (13,300) 94.3% (94.9%)	449 (397) 3.2% (2.8%)	122 (113) 0.9% (0.8%)	158 (134) 1.1% (1.0%)	36 (38) 0.3% (0.3%)	2 (1) 0.0% (0.0%)	22 (21) 0.2% (0.1%)	10 (4) 0.1% (0.0%)	799 (708) 5.7% (5.1%)	13,907 (14,008)
31人以上 総計	10,111 (10,315) 93.5% (94.2%)	393 (359) 3.6% (3.3%)	108 (97) 1.0% (0.9%)	145 (123) 1.3% (1.1%)	29 (36) 0.3% (0.3%)	2 (1) 0.0% (0.0%)	20 (17) 0.2% (0.2%)	8 (4) 0.1% (0.0%)	705 (637) 6.5% (5.8%)	10,816 (10,952)
21~300人	12,012 (12,166) 95.4% (96.0%)	325 (277) 2.6% (2.2%)	97 (91) 0.8% (0.7%)	102 (83) 0.8% (0.7%)	26 (30) 0.2% (0.2%)	2 (0) 0.0% (0.0%)	17 (16) 0.1% (0.1%)	8 (4) 0.1% (0.0%)	577 (501) 4.6% (4.0%)	12,589 (12,667)
21~30人	2,997 (2,985) 97.0% (97.7%)	56 (38) 1.8% (1.2%)	14 (16) 0.5% (0.5%)	13 (11) 0.4% (0.4%)	7 (2) 0.2% (0.1%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	2 (4) 0.1% (0.1%)	2 (0) 0.1% (0.0%)	94 (71) 3.0% (2.3%)	3,091 (3,056)
31~300人	9,015 (9,181) 94.9% (95.5%)	269 (239) 2.8% (2.5%)	83 (75) 0.9% (0.8%)	89 (72) 0.9% (0.7%)	19 (28) 0.2% (0.3%)	2 (0) 0.0% (0.0%)	15 (12) 0.2% (0.1%)	6 (4) 0.1% (0.0%)	483 (430) 5.1% (4.5%)	9,498 (9,611)
301人以上	1,096 (1,134) 83.2% (84.6%)	124 (120) 9.4% (8.9%)	25 (22) 1.9% (1.6%)	56 (51) 4.2% (3.8%)	10 (8) 0.8% (0.6%)	0 (1) 0.0% (0.1%)	5 (5) 0.4% (0.4%)	2 (0) 0.2% (0.0%)	222 (207) 16.8% (15.4%)	1,318 (1,341)

※( )内は、令和3年6月1日現在の数値。

※「⑧その他の会社を含む」とは、自社以外の継続雇用先がある企業のうち、子会社等及び関連会社等以外の他社を継続雇用先としている企業を計上している(継続雇用先がその他の会社のみの場合も含む。)

※「合計」は、表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表4 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	②65歳以上定年			合計 (①+②)	報告した全ての企業
		65歳	66～69歳	70歳以上		
21人以上 総計	739 (764)	3,536 (3,275)	162 (158)	344 (288)	4,781 (4,485)	18,712 (18,557)
	3.9% (4.1%)	18.9% (17.6%)	0.9% (0.9%)	1.8% (1.6%)	25.6% (24.2%)	
31人以上 総計	428 (459)	2,621 (2,460)	115 (114)	246 (218)	3,410 (3,251)	14,234 (14,224)
	3.0% (3.2%)	18.4% (17.3%)	0.8% (0.8%)	1.7% (1.5%)	24.0% (22.9%)	
21～300人	727 (750)	3,294 (3,068)	159 (155)	339 (280)	4,519 (4,253)	17,131 (16,984)
	4.2% (4.4%)	19.2% (18.1%)	0.9% (0.9%)	2.0% (1.6%)	26.4% (25.0%)	
21～30人	311 (305)	915 (815)	47 (44)	98 (70)	1,371 (1,234)	4,478 (4,333)
	6.9% (7.0%)	20.4% (18.8%)	1.0% (1.0%)	2.2% (1.6%)	30.6% (28.5%)	
31～300人	416 (445)	2,379 (2,253)	112 (111)	241 (210)	3,148 (3,019)	12,653 (12,651)
	3.3% (3.5%)	18.8% (17.8%)	0.9% (0.9%)	1.9% (1.7%)	24.9% (23.9%)	
301人以上	12 (14)	242 (207)	3 (3)	5 (8)	262 (232)	1,581 (1,573)
	0.8% (0.9%)	15.3% (13.2%)	0.2% (0.2%)	0.3% (0.5%)	16.6% (14.7%)	

※ ( )内は、令和3年6月1日現在の数値。

※ 「②65歳以上定年」は、表3-1の「②定年の引上げ」に対応している。

※ 「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

表5-1 70歳までの就業確保措置の実施状況

(社、%)

	①70歳までの就業確保措置実施済み						②就業確保措置相当の措置実施	③その他未実施	合計 (①+②+③)
	定年制の廃止	定年の引上げ	継続雇用制度の導入	創業支援等措置の導入					
21人以上総計	4,342 (4.002)	739 (764)	344 (288)	3,245 (2,938)	14 (12)	282 (292)	14,088 (14,263)	18,712 (18,557)	
	23.2% (21.6%)	3.9% (4.1%)	1.8% (1.6%)	17.3% (15.8%)	0.1% (0.1%)	1.5% (1.6%)	75.3% (76.9%)		
31人以上総計	3,166 (2,935)	428 (459)	246 (218)	2,482 (2,248)	10 (10)	219 (233)	10,849 (11,056)	14,234 (14,224)	
	22.2% (20.6%)	3.0% (3.2%)	1.7% (1.5%)	17.4% (15.8%)	0.1% (0.1%)	1.5% (1.6%)	76.2% (77.7%)		
21~300人	4,047 (3,716)	727 (750)	339 (280)	2,969 (2,676)	12 (10)	256 (270)	12,828 (12,998)	17,131 (16,984)	
	23.6% (21.9%)	4.2% (4.4%)	2.0% (1.6%)	17.3% (15.8%)	0.1% (0.1%)	1.5% (1.6%)	74.9% (76.5%)		
21~30人	1,176 (1,067)	311 (305)	98 (70)	763 (690)	4 (2)	63 (59)	3,239 (3,207)	4,478 (4,333)	
	26.3% (24.6%)	6.9% (7.0%)	2.2% (1.6%)	17.0% (15.9%)	0.1% (0.1%)	1.4% (1.4%)	72.3% (74.0%)		
31~300人	2,871 (2,649)	416 (445)	241 (210)	2,206 (1,986)	8 (8)	193 (211)	9,589 (9,791)	12,653 (12,651)	
	22.7% (20.9%)	3.3% (3.5%)	1.0% (1.7%)	17.4% (15.7%)	0.1% (0.1%)	1.5% (1.7%)	75.8% (77.4%)		
301人以上	295 (286)	12 (14)	5 (8)	276 (262)	2 (2)	26 (22)	1,280 (1,265)	1,581 (1,573)	
	19.7% (18.2%)	0.8% (0.9%)	0.3% (0.5%)	17.5% (16.7%)	0.1% (0.1%)	1.6% (1.4%)	79.7% (80.4%)		

※( )内は、令和3年6月1日現在の数値。

※「①70歳までの就業確保措置実施済み」とは、法令の定めに基づいた適正な手続きを経て、定年制の廃止、定年の引上げ、継続雇用制度もしくは創業支援等措置の導入のいずれかの措置を講ずることにより、70歳までの就業機会の確保を実施している場合を指す。なお、「定年の引上げ」は70歳以上の定年の定めを設けている企業を、「継続雇用制度の導入」は定年年齢が70歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を70歳以上としている企業を、「創業支援等措置の導入」は定年年齢及び継続雇用制度の年齢が70歳未満だが創業支援等措置の年齢を70歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

※「②就業確保措置相当の措置実施」とは、「①70歳までの就業確保措置実施済み」と同様の措置を70歳未満の年齢まで導入している場合を指す。

表5-2 70歳までの就業確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

規模別	①実施済企業割合		②未実施企業割合	
	合計		合計	
	23.2%	(21.6%)	76.8%	(78.4%)
21~30人	26.3%	(24.6%)	73.7%	(75.4%)
31~50人	24.8%	(23.1%)	75.2%	(76.9%)
51~100人	23.1%	(20.9%)	76.9%	(79.1%)
101~300人	18.9%	(17.6%)	81.1%	(82.4%)
301~500人	16.8%	(17.8%)	83.2%	(82.2%)
501~1,000人	16.9%	(15.8%)	83.1%	(84.2%)
1,001人以上	24.5%	(21.9%)	75.5%	(78.1%)
産業別	21人以上		31人以上	
	合計		合計	
	23.2%	(21.6%)	22.2%	(20.6%)
農、林、漁業	23.1%	(34.6%)	25.0%	(37.5%)
鉱業、採石業、砂利採取業	25.0%	(0.0%)	25.0%	(0.0%)
建設業	26.2%	(27.8%)	25.4%	(25.7%)
製造業	20.1%	(17.4%)	18.7%	(16.1%)
電気・ガス・熱供給・水道業	32.1%	(31.4%)	38.1%	(23.8%)
情報通信業	10.6%	(10.8%)	10.1%	(10.2%)
運輸、郵便業	33.4%	(31.7%)	32.6%	(30.8%)
卸売業、小売業	16.6%	(15.8%)	15.6%	(14.4%)
金融業、保険業	20.5%	(17.9%)	20.8%	(17.6%)
不動産業、物品賃貸業	20.7%	(17.4%)	18.6%	(13.7%)
学術研究、専門・技術サービス業	16.4%	(17.4%)	16.6%	(16.9%)
宿泊業、飲食サービス業	25.4%	(23.3%)	23.3%	(22.4%)
生活関連サービス業、娯楽業	26.3%	(24.6%)	24.6%	(23.6%)
教育、学習支援業	15.5%	(18.6%)	16.1%	(17.8%)
医療、福祉	31.3%	(28.1%)	30.5%	(28.1%)
複合サービス事業	17.0%	(13.0%)	15.2%	(11.8%)
サービス業(他に分類されないもの)	29.3%	(28.1%)	29.1%	(28.3%)
その他	17.1%	(23.7%)	9.5%	(19.0%)
	76.8%	(78.4%)	77.8%	(79.4%)
	76.9%	(63.6%)	75.0%	(62.5%)
	75.0%	(100.0%)	75.0%	(100.0%)
	74.3%	(72.2%)	74.6%	(74.3%)
	81.3%	(83.9%)	81.3%	(83.9%)
	61.9%	(68.6%)	61.9%	(76.2%)
	89.9%	(89.8%)	89.9%	(89.8%)
	67.4%	(69.2%)	67.4%	(69.2%)
	84.4%	(84.2%)	84.4%	(85.6%)
	79.2%	(82.1%)	79.2%	(82.4%)
	81.4%	(86.3%)	81.4%	(86.3%)
	83.4%	(83.1%)	83.4%	(83.1%)
	76.7%	(77.6%)	76.7%	(77.6%)
	75.4%	(76.4%)	75.4%	(76.4%)
	83.9%	(82.2%)	83.9%	(82.2%)
	69.5%	(71.9%)	69.5%	(71.9%)
	84.8%	(88.2%)	84.8%	(88.2%)
	70.9%	(71.7%)	70.9%	(71.7%)
	80.5%	(81.0%)	80.5%	(81.0%)

※( )内は、令和3年6月1日現在の数値。

表6 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 66歳以上 定年	③ 希望者全員 66歳以上 継続雇用	④ 基準該当者 66歳以上 継続雇用	⑤ その他66歳以上 まで働ける制度	合計① (①～③)	合計② (①～④)	合計③ (①～⑤)	報告した全ての企業
<b>21人以上 総計</b>	<b>739</b> (764) <b>3.9%</b> (4.1%)	<b>506</b> (446) <b>2.7%</b> (2.4%)	<b>1,436</b> (1,255) <b>7.7%</b> (6.8%)	<b>1,929</b> (1,818) <b>10.3%</b> (9.8%)	<b>1,923</b> (1,880) <b>10.3%</b> (10.1%)	<b>2,081</b> (2,465) <b>14.3%</b> (13.3%)	<b>4,610</b> (4,283) <b>24.6%</b> (23.1%)	<b>6,533</b> (6,163) <b>34.8%</b> (33.2%)	<b>18,712</b> (18,557)
<b>31人以上 総計</b>	<b>428</b> (459) <b>3.0%</b> (3.2%)	<b>361</b> (332) <b>2.5%</b> (2.3%)	<b>1,005</b> (900) <b>7.1%</b> (6.3%)	<b>1,581</b> (1,468) <b>11.1%</b> (10.3%)	<b>1,494</b> (1,492) <b>10.5%</b> (10.5%)	<b>1,794</b> (1,691) <b>12.6%</b> (11.9%)	<b>3,375</b> (3,159) <b>23.7%</b> (22.2%)	<b>4,869</b> (4,651) <b>34.2%</b> (32.7%)	<b>14,234</b> (14,224)
<b>21～300人</b>	<b>727</b> (750) <b>4.2%</b> (4.4%)	<b>498</b> (435) <b>2.9%</b> (2.6%)	<b>1,384</b> (1,208) <b>8.1%</b> (7.1%)	<b>1,682</b> (1,583) <b>9.8%</b> (9.3%)	<b>1,674</b> (1,648) <b>9.8%</b> (9.7%)	<b>2,609</b> (2,393) <b>15.2%</b> (14.1%)	<b>4,291</b> (3,976) <b>25.0%</b> 23.4%	<b>5,965</b> (5,624) <b>34.8%</b> (33.1%)	<b>17,131</b> (16,984)
<b>21～30人</b>	<b>311</b> (305) <b>6.8%</b> (7.0%)	<b>145</b> (114) <b>3.2%</b> (2.6%)	<b>431</b> (355) <b>9.6%</b> (8.2%)	<b>348</b> (350) <b>7.8%</b> (8.1%)	<b>429</b> (388) <b>9.6%</b> (9.0%)	<b>887</b> (774) <b>19.8%</b> (17.9%)	<b>1,235</b> (1,124) <b>27.6%</b> (25.9%)	<b>1,664</b> (1,512) <b>37.2%</b> (34.9%)	<b>4,478</b> (4,333)
<b>31～300人</b>	<b>416</b> (445) <b>3.3%</b> (3.5%)	<b>353</b> (321) <b>2.8%</b> (2.5%)	<b>953</b> (853) <b>7.5%</b> (6.7%)	<b>1,334</b> (1,233) <b>10.5%</b> (9.7%)	<b>1,245</b> (1,260) <b>9.8%</b> (10.0%)	<b>1,722</b> (1,619) <b>13.6%</b> (12.8%)	<b>3,056</b> (2,852) <b>24.2%</b> (22.5%)	<b>4,301</b> (4,112) <b>34.0%</b> (32.5%)	<b>12,653</b> (12,651)
<b>301人以上</b>	<b>12</b> (14) <b>0.8%</b> (0.9%)	<b>8</b> (11) <b>0.5%</b> (0.7%)	<b>52</b> (47) <b>3.3%</b> (3.0%)	<b>247</b> (235) <b>15.6%</b> (14.9%)	<b>249</b> (232) <b>15.7%</b> (14.7%)	<b>72</b> (72) <b>4.6%</b> (4.6%)	<b>319</b> (307) <b>20.2%</b> (19.5%)	<b>568</b> (539) <b>35.9%</b> (34.3%)	<b>1,581</b> (1,573)

※( )内は、令和3年6月1日現在の数値。

※66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②66歳以上定年」のみに計上している。

※「⑤その他66歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

表7 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 70歳以上 定年	③ 希望者全員 70歳以上 継続雇用	④ 基準該当者 70歳以上 継続雇用	⑤ その他70歳以上 まで働ける制度	合計① (①～③)	合計② (①～④)	合計③ (①～⑤)	報告した全ての企業
<b>21人以上 総計</b>	<b>739</b> (764) <b>3.9%</b> (4.1%)	<b>344</b> (288) <b>1.8%</b> (1.6%)	<b>1,383</b> (1,199) <b>7.4%</b> (6.5%)	<b>1,862</b> (1,739) <b>10.0%</b> (9.4%)	<b>1,930</b> (1,883) <b>10.3%</b> (10.1%)	<b>2,466</b> (2,251) <b>13.2%</b> (12.1%)	<b>4,328</b> (3,990) <b>23.1%</b> (21.5%)	<b>6,258</b> (5,873) <b>33.4%</b> (31.6%)	<b>18,712</b> (18,557)
<b>31人以上 総計</b>	<b>428</b> (459) <b>3.0%</b> (3.2%)	<b>246</b> (218) <b>1.7%</b> (1.5%)	<b>962</b> (851) <b>6.8%</b> (6.0%)	<b>1,520</b> (1,397) <b>10.7%</b> (9.8%)	<b>1,496</b> (1,493) <b>10.5%</b> (10.5%)	<b>1,636</b> (1,528) <b>11.5%</b> (10.7%)	<b>3,156</b> (2,925) <b>22.2%</b> (20.6%)	<b>4,652</b> (4,418) <b>32.7%</b> (31.1%)	<b>14,234</b> (14,224)
<b>21～300人</b>	<b>727</b> (750) <b>4.2%</b> (4.4%)	<b>339</b> (280) <b>2.0%</b> (1.6%)	<b>1,334</b> (1,153) <b>7.8%</b> (6.8%)	<b>1,635</b> (1,523) <b>9.5%</b> (9.0%)	<b>1,691</b> (1,661) <b>9.9%</b> (9.8%)	<b>2,400</b> (2,183) <b>14.0%</b> (12.9%)	<b>4,035</b> (3,706) <b>23.6%</b> (21.8%)	<b>5,726</b> (5,367) <b>33.4%</b> (31.6%)	<b>17,131</b> (16,984)
<b>21～30人</b>	<b>311</b> (305) <b>6.8%</b> (7.0%)	<b>98</b> (70) <b>2.2%</b> (1.6%)	<b>421</b> (348) <b>9.4%</b> (8.0%)	<b>342</b> (342) <b>7.6%</b> (7.9%)	<b>434</b> (390) <b>9.7%</b> (9.0%)	<b>830</b> (723) <b>18.5%</b> (16.7%)	<b>1,172</b> (1,065) <b>28.2%</b> (24.6%)	<b>1,606</b> (1,455) <b>35.9%</b> (33.6%)	<b>4,478</b> (4,333)
<b>31～300人</b>	<b>416</b> (445) <b>3.3%</b> (3.5%)	<b>241</b> (210) <b>1.9%</b> (1.7%)	<b>913</b> (805) <b>7.2%</b> (6.4%)	<b>1,293</b> (1,181) <b>10.2%</b> (9.3%)	<b>1,257</b> (1,271) <b>9.9%</b> (10.0%)	<b>1,570</b> (1,460) <b>12.4%</b> (11.5%)	<b>2,863</b> (2,641) <b>22.6%</b> (20.9%)	<b>4,120</b> (3,912) <b>32.6%</b> (30.9%)	<b>12,653</b> (12,651)
<b>301人以上</b>	<b>12</b> (14) <b>0.8%</b> (0.9%)	<b>5</b> (8) <b>0.3%</b> (0.5%)	<b>49</b> (46) <b>3.1%</b> (2.9%)	<b>227</b> (216) <b>14.4%</b> (13.7%)	<b>239</b> (222) <b>15.1%</b> (14.1%)	<b>66</b> (68) <b>4.2%</b> (4.3%)	<b>293</b> (284) <b>18.5%</b> (18.1%)	<b>532</b> (506) <b>33.6%</b> (32.2%)	<b>1,581</b> (1,573)

※( )内は、令和3年6月1日現在の数値。

※70歳以上定年制度と70歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②70歳以上定年」のみに計上している。

※「⑤その他70歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

**表8-1 60歳定年企業における定年到達者等の状況**

	企業数 (社)	定年到達者総数 (人)	定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)		継続雇用者数		うち子会社等・関連会社等での 継続雇用者数		定年退職者数 (継続雇用を希望したが継続雇 用されなかった者)		継続雇用の 終了による 離職者数 (人)
			数	(%)	数	(%)	数	(%)	数	(%)	
60歳定年企業で 定年到達者がいる企業等	7,044	34,017	4,812	14.1% (14.0%)	29,161	85.7% (85.8%)	811	2.4% (6.3%)	44	0.1% (0.2%)	5,022
うち女性	3,248	9,585	1,045	10.9% (11.2%)	8,526	89.0% (88.7%)	85	0.9% (1.9%)	14	0.1% (0.2%)	952

※ 本集計は、過去1年間(令和3年6月1日から令和4年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者及び継続雇用制度における上限年齢に到達したことによる離職者の数について集計している。  
※ ( )内は、令和3年6月1日現在の数値。

**表8-2 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況**

	企業数 (社)	基準を適用できる 年齢に到達した者 の総数 (人)	継続雇用終了者数 (継続雇用の更新を希望しない 者)		継続雇用者数 (基準に該当し引き続き継続雇 用された者)		継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)	
			数	(%)	数	(%)	数	(%)
経過措置適用企業で基準適用 年齢到達者(64歳)がいる企業	1,053	4,932	399	8.1% (10.4%)	4,481	90.9% (87.5%)	52	1.1% (2.1%)
うち女性	434	1,201	86	7.2% (6.1%)	1,102	91.8% (92.3%)	13	1.1% (1.6%)

※ 本集計は、令和3年6月1日から令和4年5月31日に経過措置適用企業において基準適用年齢に到達した者について集計している。  
※ ( )内は、令和3年6月1日現在の数値(経過措置の基準適用年齢は63歳)。